

グレーゾーン金利

Q:グレーゾーン金利とは何ですか

A: 消費者金融や商工ローンなど貸金業者がお金を貸す際には、利息制限法と出資法という二つの法律で上限金利が定められています。このうち、利息制限法では元本額に応じて15～20%の上限金利が設定されており、上限を超える部分は無効で支払義務はありません。一方、出資法の上限金利は29.2%で、上限を超えて契約した貸金業者には刑事罰が科されます。この二つの上限金利に挟まれた部分が「グレーゾーン金利」です。

グレーゾーン金利部分の利息については、利息制限法により債務者に支払義務はありませんが、債務者が利息として任意に支払い、

貸金業者が契約時・弁済時に適切に書面を交付している場合には有効な支払いとみなすとの「みなし弁済」規定が貸金業規制法に設けられているため、貸金業者の多くは、グレーゾーン金利で貸付を行っています。

Q:何が問題となっているのですか

A: 近年、企業の倒産やリストラによる失業や収入減などを背景に、複数の貸金業者からお金を借りる多重債務者が増大してきました。高い貸付金利が借入金の返済を困難にし、返済のために他の業者から借り入れを行う悪循環を招いた結果、自己破産や自殺に至った例も多いとの指摘も見られます。

また、債務者が自発的に支払うのであればグレーゾーン金利部分の利息は無効であることについて、貸金業者に告知義務がないた

め、これらの法律を知らない債務者が、利息制限法の上限を超える利息を支払ってしまう場合が多いことも問題視されています。

最近になって、みなし弁済の要件を厳格に解釈し、利息制限法の上限金利を超える利息の有効性を否定する司法判断が相次いで示されたことから、グレーゾーン金利やみなし弁済制度のあり方を見直す動きに拍車が掛かりました。

Q:どのような見直しが検討されているのですか

A: グレーゾーン金利やみなし弁済制度は、借り手にとっても貸し手にとっても問題が多く、不安定な制度であるとの認識などから、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、みなし弁済制度は廃止される見通しです。

一方、上限金利を一気に引き下げると、貸金業者が貸出先の選別を厳格化し、借り入れできない人が増大しかねないとの懸念から、少額かつ短期の貸付に限った、一

定期間の激変緩和措置も検討されましたが、導入は見送られました。

今回の見直しでは、貸金業者の最低純資産額の引き上げや取り立てに関する規制などの強化も図られる見込みです。さらに、総借入残高が年収の3分の1を超える過剰貸付も原則として禁止される予定です。

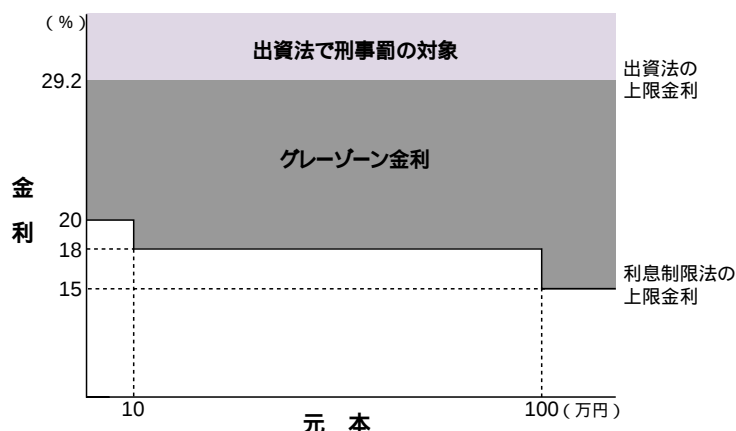
Q:見直しによりどのような影響がありますか

A: 金利収入が減少し収益環境が悪化することから、貸金業界の再編につながる可能性もあるでしょう。

一方、貸付総額規制の導入などにより、多重債務問題に一定の歯止めが掛かることが期待されます。そのためには、信用情報機関間の情報交流が重要な課題となるでしょう。□

みずほ総合研究所 金融調査部
主任研究員 山本 均
hitoshi.yamamoto@mizuho-ri.co.jp

● 現行の金利規制体系



(資料) 金融庁資料をもとにみずほ総合研究所作成